

中央環境審議会環境保健部会の小委員会、専門委員会の設置について

平成 13 年 2 月 9 日環境保健部会決定
平成 14 年 6 月 11 日一部改定
平成 14 年 9 月 13 日一部改定
平成 18 年 2 月 10 日一部改定
平成 19 年 10 月 17 日一部改定
平成 21 年 10 月 28 日一部改正
平成 23 年 2 月 25 日一部改正
平成 25 年 6 月 28 日一部改正
平成 26 年 4 月 18 日一部改正
平成 28 年 1 月 14 日一部改正
平成 28 年 4 月 25 日一部改正
平成 28 年 7 月 26 日一部改正
令和元年 7 月 22 日一部改正
令和 4 年 7 月 8 日一部改正
令和 5 年 9 月 14 日一部改正
令和 6 年 2 月 8 日一部改正
令和 6 年 9 月 26 日一部改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）に基づき、環境保健部会に置く小委員会及び専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 化学物質審査小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質審査小委員会」を置く。
- (2) 化学物質審査小委員会は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 41 条の規定に基づく新規化学物質に係る判定等その他同法に基づく個別の化学物質の審査及び規制に係る重要な事項に関する調査審議を行う。
- (3) 化学物質審査小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

2. 化学物質対策小委員会

- (1) 議事運営規則第 8 条の小委員会として、「化学物質対策小委員会」を置く。
- (2) 化学物質対策小委員会は、今後の化学物質対策の在り方について調査審議を行う。
- (3) 化学物質対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

3. 石綿健康被害判定小委員会

- (1) 議事運営規則第8条の小委員会として、「石綿健康被害判定小委員会」を置く。
- (2) 石綿健康被害判定小委員会は、石綿による健康被害の救済に係る医学的判定の調査審議を行う。
- (3) 石綿健康被害判定小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

4. 化学物質評価専門委員会

- (1) 議事運営規則第9条の専門委員会として、「化学物質評価専門委員会」を置く。
- (2) 化学物質評価専門委員会は、化学物質環境安全性総点検調査その他化学物質の環境リスク評価に係る重要な事項に関する調査を行う。
- (3) 化学物質評価専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。